

高知県救急医療協議会
メディカルコントロール専門委員会
令和2年1月1日施行

救急救命士の病院実習要領

救急救命士の資格取得後の病院実習には、就業前実習、気管挿管認定のための手術室における気管挿管実習、さらに、生涯教育としての実習などがある。

就業前実習では、特定行為を含む救急救命処置及びその他の処置の習熟を、生涯教育では、習得した技術の検証と向上、さらに医療機関との連携を図ることを目的として、一定期間ごとに実施することが必要とされている。

更に、病院実習は、救急搬送された傷病者の診察、検査、治療から入院加療までを見聞でき、医師や看護師の業務、病院の機能や医療関係者の接遇等を理解することができる実習であることから、病院実習における具体的な目的を以下に示す。

1 観察能力の向上

患者の症状やバイタルサイン、全身・局所の観察結果と診察（検査）結果を照合し、その相違点などについて具体的な指導を受け、観察能力の向上を図る。

2 救急救命処置技術の向上

講義や実習で得た知識・技術と医療機関内での処置を照合し、医師の指導のもと救急救命処置技術の向上を図る。

3 各種疾患の理解と緊急度・重症度の判断能力の向上

症状や症候、主訴、病歴などを照らし合わせ、各種疾患を理解し、さらにその状態や緊急度・重症度について理解し、医療機関選定に係る判断の向上を図る。

4 医療機関での患者への接し方

医療機関内での、医師や看護師などの医療従事者が患者に接する際の対応やコミュニケーションについて学ぶ。

5 医療機関の救急医療体制の理解

救急医療体制に係わる医療従事者の役割や医療機関の機能を理解する。特にチーム医療として、様々な医療従事者が救急医療にどのような役割で携わっているかを理解する。

6 医療従事者との信頼関係の構築

医師や看護師との信頼関係を醸成する。

7 インフォームドコンセントの理解

病院内では、投薬・手術・検査などの医療行為について、患者の理解を得るために、医師や看護師、検査技師などにより丁寧な説明が行われることから、インフォームドコンセントの重要性について学ぶ。

※以上の項目を参考に、個々が具体的な目標を持ち病院実習を行うことが重要である。

※別表1の実習が可能な項目については、積極的に指導を仰ぐこと。実習終了後は様式1により医療機関に実習結果について報告すること。

※就業前病院実習については、標準的目標回数を念頭に実習を受けること。

【別表1】 病院実習の細目

	実習項目	目標回数
指導者の指導 ・監督のもと に実施が許容 されるもの	バイタルサインの観察（血圧、脈拍、呼吸数など）	15
	身体所見の観察（視診、触診、聴診など）	15
	モニターの装着（心電図、パルスオキシメーターなど）	15
	酸素投与	10
	バッグマスクによる人工呼吸	3
	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	3
	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	3
	気道内吸引	10
	喉頭鏡の使用	3
	胸骨圧迫	3
	末梢静脈路確保と輸液	10
	点滴ラインの準備	10
	エピネフリンの使用	10
	ブドウ糖溶液の使用	3
	血糖測定	5
	除細動	10
	ナーシング・ケア	10
	精神科領域の処置	3
小児科領域の処置	3	
産婦人科領域の処置	3	
指導者の指導 ・監督のもと に医療行為を 行う者を介助 するもの	気管内挿管	3
	輸血	3
	創傷の処置	3
	骨折の処置	3
	胃チューブ挿入	3
見学にとどめ るもの	人工呼吸器の使用	
	開胸心マッサージ	
	中心静脈確保	
	薬剤（エピネフリンとブドウ糖溶液以外）の使用	
	循環補助（ペースメーカー、IABP）	
	胸腔ドレナージ	

<備考>・目標回数は、就業前病院実習の標準的目標回数を示したものであり、この目標回数には、救急救命士養成課程中に行った実習回数を含めることができる。

※改定第9版救急救命士標準テキスト、「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領の一部改正について」（消防救第46号平成26年3月20日）より引用

